

舞鶴市地域防災計画

事故対策計画編

舞鶴市防災会議

舞鶴市地域防災計画

事故対策計画編

海難事故対策計画
航空災害対策計画
鉄道災害対策計画
道路災害対策計画
危険物等災害対策計画
林野火災対策計画
広域停電事故対策計画
石油類流出事故対策計画

平成11年 3月25日 制定
(石油類流出事故対策計画)
平成14年 3月20日 制定
平成20年 1月 8日 修正

舞鶴市防災会議

舞鶴市地域防災計画事故対策計画編

海難事故対策計画

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の修正	1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4章 事故原因者等の責務	2
第5章 広域的な活動体制	2
第2編 予防計画	3
第1章 情報連絡体制の整備	3
第2章 防災活動体制の整備	3
第3章 関係防災機関の措置	4
第1節 舞鶴海上保安部の措置	4
第2節 近畿運輸局京都運輸支局舞鶴庁舎の措置	5
第3節 港湾管理者の措置	5
第4節 漁船の海難防止措置	6
第3編 応急対策計画	7
第1章 応急活動体制	7
第1節 舞鶴市の活動体制	7
第2節 舞鶴海上保安部の活動体制	7
第3節 関係防災機関の活動体制	8
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	8
第3章 広報・広聴	9
第4章 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	9
第5章 交通及び輸送対策	10
第6章 自衛隊派遣要請	11
第4編 災害復旧計画	12

航空災害対策計画

第1編 総 則	13
第1章 計画の目的	13
第2章 計画の修正	13
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第4章 事故原因者の責務	14
第5章 広域的な活動体制	14
第2編 予防計画	15
第1章 情報連絡体制の整備	15
第2章 防災活動体制の整備	15
第3編 応急対策計画	17
第1章 応急活動体制	17
第1節 舞鶴市の活動体制	17

第2節	関係防災機関の活動体制	17
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	17
第3章	広報・広聴	18
第4章	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	19
第5章	避難対策	19
第6章	交通及び輸送対策	20
第7章	自衛隊派遣要請	20
第4編	災害復旧計画	21

鉄道災害対策計画

第1編	総則	22
第1章	計画の目的	22
第2章	計画の修正	22
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第4章	事故原因者等の責務	23
第5章	広域的な活動体制	23
第2編	予防計画	24
第1章	情報連絡体制の整備	24
第2章	防災活動体制の整備	24
第3章	鉄道事業者の措置	25
第3編	応急対策計画	27
第1章	応急活動体制	27
第1節	舞鶴市の活動体制	27
第2節	鉄道事業者の活動体制	27
第3節	関係防災機関の活動体制	27
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	28
第3章	広報・広聴	28
第4章	救助・救急、医療及び消火活動	29
第5章	避難対策	30
第6章	交通及び輸送対策	30
第7章	自衛隊派遣要請	30
第4編	災害復旧計画	31

道路災害対策計画

第1編	総則	32
第1章	計画の目的	32
第2章	計画の修正	32
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	32
第4章	事故原因者等の責務	33
第5章	広域的な活動体制	33
第2編	予防計画	34
第1章	情報連絡体制の整備	34
第2章	防災活動体制の整備	34

第3章 道路管理者の措置	35
第3編 応急対策計画	37
第1章 応急活動体制	37
第1節 舞鶴市の活動体制	37
第2節 道路管理者の活動体制	37
第3節 関係防災機関の活動体制	37
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	38
第3章 広報・広聴	38
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	39
第5章 避難対策	40
第6章 交通及び輸送対策	40
第7章 自衛隊派遣要請	40
第4編 災害復旧計画	41

危険物等災害対策計画

第1編 総則	42
第1章 計画の目的	42
第2章 計画の修正	42
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	42
第4章 事故原因事業者等の責務	43
第5章 広域的な活動体制	43
第2編 予防計画	44
第1章 情報連絡体制の整備	44
第2章 防災活動体制の整備	44
第3章 危険物等保安措置	45
第3編 応急対策計画	49
第1章 応急活動体制	49
第1節 舞鶴市の活動体制	49
第2節 事業者の活動体制	49
第3節 関係防災機関の活動体制	49
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	49
第3章 危険物等事故の拡大防止活動	50
第4章 広報・広聴	51
第5章 救助・救急、医療及び消火活動	51
第6章 避難対策	52
第7章 交通及び輸送対策	52
第8章 環境保全計画	53
第9章 自衛隊派遣要請	53
第4編 災害復旧計画	54

林野火災対策計画

第1編 総則	55
第1章 計画の目的	55

第2章	計画の修正	55
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	55
第4章	広域的な活動体制	55
第2編	予防計画	57
第1章	情報連絡体制の整備	57
第2章	防災活動体制の整備	57
第3章	舞鶴市の措置	58
第4章	関係機関の措置	58
第3編	応急対策計画	61
第1章	応急活動体制	61
第1節	舞鶴市の活動体制	61
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	61
第3章	広報・広聴	62
第4章	消火活動	62
第5章	救助・救急活動	63
第6章	避難対策	63
第7章	交通及び輸送対策	63
第8章	自衛隊派遣要請	64
第4編	災害復旧計画	65

広域停電事故対策計画

第1編	総則	66
第1章	計画の目的	66
第2章	計画の修正	66
第3章	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	66
第4章	広域的な活動体制	67
第2編	予防計画	68
第1章	情報連絡体制の整備	68
第2章	防災活動体制の整備	68
第3章	関西電力株式会社の措置	69
第3編	応急対策計画	70
第1章	応急活動体制	70
第1節	舞鶴市の活動体制	70
第2節	関西電力株式会社の活動体制	70
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	70
第3章	広報・広聴	71
第4章	救助・救急及び医療活動	71
第5章	避難対策	72
第6章	交通及び輸送対策	72
第4編	災害復旧計画	73

石油類流出事故対策計画

第1編	総則	74
-----	----	----

第1章	計画の目的	74
第2章	計画の修正	74
第3章	防災機関の処理すべき事務または業務の大綱	74
第4章	事故原因者等の責務	77
第5章	広域的な活動体制	77
第2編	予防計画	78
第1章	計画の目的	78
第2章	情報連絡体制の整備	78
第3章	流出油防除資機材等の整備	78
第4章	訓練、研修等	78
第5章	舞鶴海上保安部の措置	78
第3編	応急対策計画	80
第1章	計画の目的	80
第2章	応急対策の活動体制	80
第1節	舞鶴市の活動体制	80
第2節	京都府の活動体制	83
第3節	舞鶴海上保安部の活動体制	84
第4節	舞鶴港排出油防除協議会の運営	84
第5節	由良川水質汚濁防止連絡協議会との連携	84
第6節	海上災害防止センターの活動	85
第3章	通信情報連絡活動計画（情報の収集・伝達）	85
第1節	早期の被害状況の収集	85
第2節	情報の提供	85
第3節	責務	85
第4章	広報計画（広報広聴活動）	87
第1節	広報担当部課及び担当者の配置	87
第2節	舞鶴市の広報活動	87
第3節	市民への広報要領	87
第4節	広聴活動の実施	87
第5章	流出油の防除・除去計画	88
第1節	防除方針の決定	88
第2節	防除作業の実施	88
第3節	回収計画の策定	89
第6章	油回収作業従事者の健康対策（健康相談所の開設）	90
第1節	実施責任者	90
第2節	健康相談の実施	90
第7章	環境保全に関する計画	90
第1節	計画の方針	90
第2節	環境影響の応急及び拡大防止措置	90
第8章	文化財（天然記念物等）の応急対策	90
第9章	汚染海鳥等の救護	91
第10章	ボランティア受入計画	91
第1節	ボランティア受入環境の整備	91

第2節	ボランティア受入上の留意事項	9 1
第4編	災害復旧計画	9 2
第1章	計画の目的	9 2
第2章	災害復旧事業の推進	9 2
第1節	水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）	9 2
第2節	漁業経営安定対策の実施	9 2
第3節	中小企業経営安定対策の実施	9 2
第4節	風評被害対策の実施	9 2
第5節	補償対策等	9 2
第6節	事後の監視等の実施	9 3
(図1)	通報連絡系統図	9 4
(付表)		

海難事故対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、舞鶴市内の湾内及び沿岸海域において多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し又は発生するおそれのある船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の大規模な海難事故（以下「大規模海難事故」という。）が発生した場合に、迅速な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

ただし、これらの事故によって、石油類の流出事故が発生した場合については、「石油類流出事故対策計画」に定めるところによるものとし、石油類以外の危険物等の流出事故が発生した場合については、「危険物等災害対策計画」に定めるところにより運用するものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模海難事故対策に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 社団法人舞鶴医師会に対する応援要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 漁業の海難防止対策

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握

- (3) 遭難船舶の捜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

4 舞鶴海上保安部

- (1) 捜索救助活動に係る関係防災機関との連絡調整
- (2) 遭難船舶の捜索、海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
- (3) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (4) 船舶火災に対する消火活動の実施
- (5) 船舶航行の安全確保
- (6) 海洋汚染の防除及び海洋環境の保全

5 近畿運輸局京都運輸支局（舞鶴庁舎）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (3) 特に必要がある場合の輸送命令
- (4) 事故時における交通機関利用者等への情報提供

第4章 事故原因者等の責務

大規模海難事故発生の原因となった客船、運搬船、タンカー等船舶の所有者、使用者及び占有者の責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、舞鶴警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び舞鶴市との連絡・協議
- 2 現地（最寄りの陸上）における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難船舶の捜索、乗組員等の捜索・救助活動
- 5 現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見無人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、大規模海難事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、舞鶴市は、昭和60年10月1日に定められた「舞鶴救助調整本部等活動方針」に基づき、海上における捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、相互に密接に協力するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部等関係防災機関は、大規模海難事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、大規模海難事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部等関係防災機関は、平常時より、自然現象、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 舞鶴海上保安部は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報、地方海上予報・警報等の海上の気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時から相互の連携強化に努める。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- 1 搜索、救助・救急活動
舞鶴海上保安部は、搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水資機材等の搜索、救助・救急用資機材の整備に努める。
- 2 医療活動
舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 消火活動
舞鶴市及び舞鶴海上保安部等は、平常時より機関相互間の連携を図る。

第4 危険物の流出防除体制の整備

舞鶴市、京都府及び舞鶴海上保安部等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第3章 関係防災機関の措置

第1節 舞鶴海上保安部の措置

舞鶴海上保安部は、大規模海難事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

第1 資料の収集及び分析

海難救助活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる関係資料の収集及び分析を図るものとする。

- 1 海難発生状況及び海難の教訓等に関する資料
- 2 海難発生の予想に関する資料（気象等）
- 3 海潮流の資料
- 4 港湾状況

第2 警報等の伝達

航行警報等は、次の方法により船舶及び関係者に伝達するものとする。

- 1 気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送又は巡視船艇による巡回等により周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異常等の船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき、又は、船舶航行の制限若しくは、禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を放送するとともに必要に応じて水路通報により周知する。

第3 船艇等の整備・点検

海難救助活動を適切かつ効果的に実施するため、次により整備、点検を図るものとする。

1 船艇等の整備

予想される災害応急対策を考慮し、船艇、航空機及び各種資機材の整備を図る。

また、各種資機材に関しては、関係防災機関との連携を考慮に入れ、関係防災機関の資機材保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行う。

2 船艇等の点検

毎年定期的に巡視船艇の点検を実施し、巡視船艇及び各種施設資機材の性能改善及び強化を図る。

また、船艇において次の設備資機材等につき常時点検を実施する。

- ア ゴム浮舟、膨張式救命筏等の救命資機材
- イ ガソリンポンプ、各種化学消火剤等の消火資機材
- ウ ファクシミリ等の気象資機材
- エ 音響測深儀、検流器等の観測測量資機材
- オ オイルフェンス、油処理剤等の流出油処理資機材
- カ 専用有線、無線施設、携帯用無線資機材等の施設及び資機材

※ 音響測深儀：艦底に設けられた発信機から音波を発信し、反射波が帰ってくる時間で水深を測定するもの

検流器：海水流動の方向と速さを測定する計器

第4 二次災害の防止

航行制限、航行停泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

第5 防災訓練の充実

大規模海難事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関が一体となり、実践的な訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 海難防止に係る指導・啓蒙活動

関係者及び市民に対しては、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより災害への対応に関する指導を行い、海上災害防止思想の普及を図る。

第7 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行う。

第8 海上災害に関する研究の推進

関係防災機関と協力し、海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止のための措置に反映させる。

第2節 近畿運輸局京都運輸支局（舞鶴庁舎）の措置

近畿運輸局京都運輸支局（舞鶴庁舎）は、船舶など海上交通の安全に資するため、次の措置を講ずるものとする。

第1 船舶の安全運航の確保

船舶の安全な運航を確保するため、次の業務を実施するものとする。

- 1 海技従事者国家試験の実施、免許取得者への講習の実施等による海技従事者船員の知識・能力の維持及び最新化
- 2 出航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等に関する運航労務監理官による監査及び指導の強化
- 3 人的要因に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため実施される、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の強化

第2 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、次の業務を実施するものとする。

- 1 船舶の構造、設備に関する技術改善
- 2 船舶検査体制の充実
- 3 危険物運搬船の船舶検査の厳格な実施及び立入検査の実施

第3 海上災害に関する研究の推進

関係防災機関と協力し、海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止対策のための措置に反映させる。

第3節 港湾管理者の措置

港湾の海難防止対策については、次の措置を講ずるものとする。

1 海上交通安全性の向上

防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

2 各種資料の整備・保存

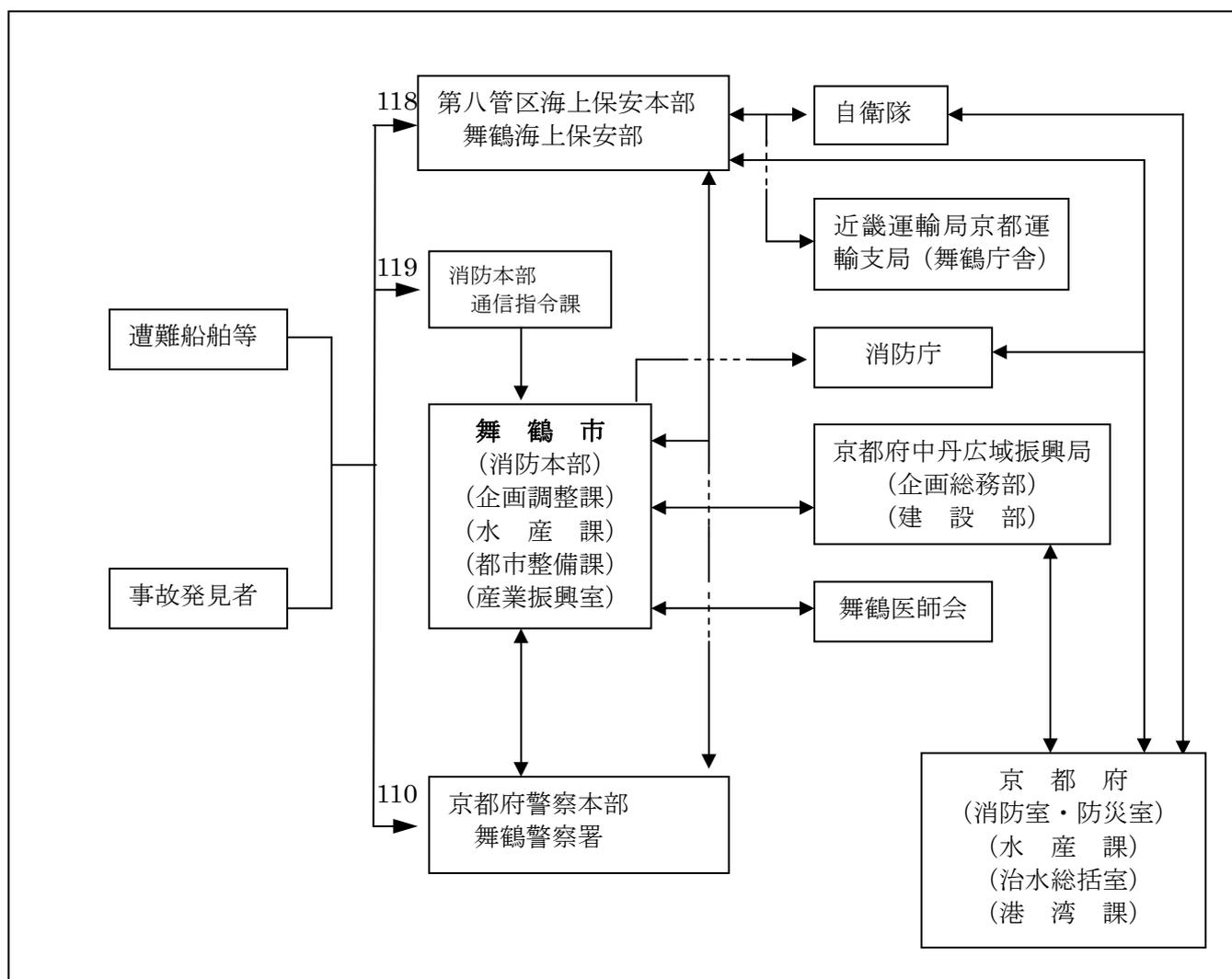
円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4節 漁船の海難防止措置

漁船の海難防止のため台風、冬季風浪、高潮等に対して、次の措置を講ずるものとする。

- 1 小型船は、陸上へ引き揚げ固定する。
- 2 中・大型船は、安全港へ避難する。
- 3 絶えず気象通報を聞いて気象情報を熟知する。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市内の湾内及び沿岸海域において大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市海難事故対策本部等を設置し、京都府、舞鶴海上保安部、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 海難事故警戒体制及び事故対策本部の設置

大規模海難事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、海難事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 海難事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

海難事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 舞鶴海上保安部の活動体制

第1 責務

舞鶴海上保安部は、大規模海難事故が発生した場合において、海難救助活動に係る関係防災機関との連絡調整を行うとともに、速やかに被害の拡大防止のため、舞鶴市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 海難救助に係る有効な情報収集体制を確立し、関係機関と密接な連絡をとり、海難情報の収集・伝達に努める。
- 2 航空機及び巡視艇を事故発生現場に派遣し、遭難船舶の捜索、海上における遭難者の救助・搬送、行方不明者の捜索及び消防活動を実施するとともに、被害状況の把握等迅速な情報収集を行い、その情報を関係防災機関へ連絡する。
- 3 大規模海難事故の発生による海上交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第3 救助活動

救助に当たっては、海難の種類、規模に応じて合理的な計画をたて、次の救助活動を行うものとする。

1 海難船等の救助

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、その捜索救助を行う。

2 消防活動

船舶の火災、又は海上火災が発生したときは、その消火を行う。

3 救助、防除に必要な資機材の緊急調達

関係防災機関と協力して必要資機材の緊急調達を行う。

4 物品の無償貸付及び譲与

要請があった場合又は必要と認める場合は「海上災害救助用物品の無償貸付および譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し、無償貸付又は譲与する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、舞鶴市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、118番通報及び110番通報、各事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関等関係防災機関にその旨を通報する。

2 舞鶴海上保安部

- (1) 舞鶴海上保安部は、大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに舞鶴市、京都府及び舞鶴警察署に連絡する。
- (2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、舞鶴市、京都府及び舞鶴警察署に連絡する。
- (3) 必要に応じ、巡視艇、航空機等により目視、撮影等による情報収集を行う。

3 舞鶴市

舞鶴市は、市内の湾内及び沿岸海域において大規模海難事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生の恐れあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

4 京都府

- (1) 京都府は、第八管区海上保安本部から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 舞鶴警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、舞鶴市、京都

府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 海難事故発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、現地に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、大規模海難事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索及び救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

また、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところによる。

第1 搜索、救助活動

災害が発生し、警備救難業務遂行上必要と認めるときは、第八管区海上保安本部に設置される舞鶴

救助調整本部により、その救助体制を確立するとともに、海難の種類、規模に応じて合理的な計画をたて、次の救助活動を行うものとする。

1 情報の収集及び共有

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、118番通報、110番通報、各事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 舞鶴救助調整本部の活動

第八管区海上保安本部に設置する舞鶴救助調整本部においては、海上における捜索救助活動を効果的に実施するための活動方針を作成し、関係防災機関が相互に協力して捜索救助活動を実施する必要がある場合の連絡調整を行う。

3 関係事業者の救助活動

事故原因者等関係事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係防災機関に協力を求める。

4 関係機関等に対する応援要請

災害の状況により必要と認める場合は、関係機関等に対し、人員、船舶、航空機等の応援を要請する。

5 物資の無償貸付及び譲与

第八管区海上保安本部は、要請があった場合又は必要と認める場合は「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付し、又は譲与する。

第2 救急活動

舞鶴市及び舞鶴海上保安部は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

事故現場における救出困難者の発生、又は多くの傷病者の同時発生により速やかな医療処置の必要が生じた場合には、京都府知事へ緊急災害医療チームの派遣を求める。

第4 消火活動

舞鶴市又は舞鶴海上保安部は、船舶の火災を知った場合は、相互にその旨を通報し、速やかに火災の状況を把握するとともに、連携して消火活動を行うものとする。

第5章 交通及び輸送対策

大規模海難事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 海上交通規制

舞鶴海上保安部は、大規模海難事故により水路の損壊、沈没等のため、船舶の航行に危険が生じ、

又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

2 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市海難事故対策本部等に連絡する。

- (1) 京都府警察本部長は、大規模海難事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第6章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第6章 自衛隊派遣要請

大規模海難事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 海上保安庁長官、第八管区海上保安本部長（以下「海上保安庁長官等」という。）の派遣要請

- 1 海上保安庁長官等は、自衛隊の派遣要請の必要性を海難事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。
- 2 海上保安庁長官等は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第4編 災害復旧計画

大規模海難事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

航空災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）に、迅速な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 社団法人舞鶴医師会に対する応援要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の捜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

4 舞鶴海上保安部

- (1) 海上における遭難航空機の捜索及び乗組員の捜索・救助
- (2) 船舶交通の安全確保

第4章 事故原因者の責務

航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 舞鶴市、京都府、大阪航空局、舞鶴警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び舞鶴市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（海上での墜落の場合は、最寄の陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の捜索、乗客等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報、地方海上予報・警報等の海上の気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 捜索、救助・救急、医療及びの消火活動体制の整備

1 捜索、救助・救急活動

舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

また、舞鶴海上保安部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水資機材等の捜索、救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

舞鶴市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

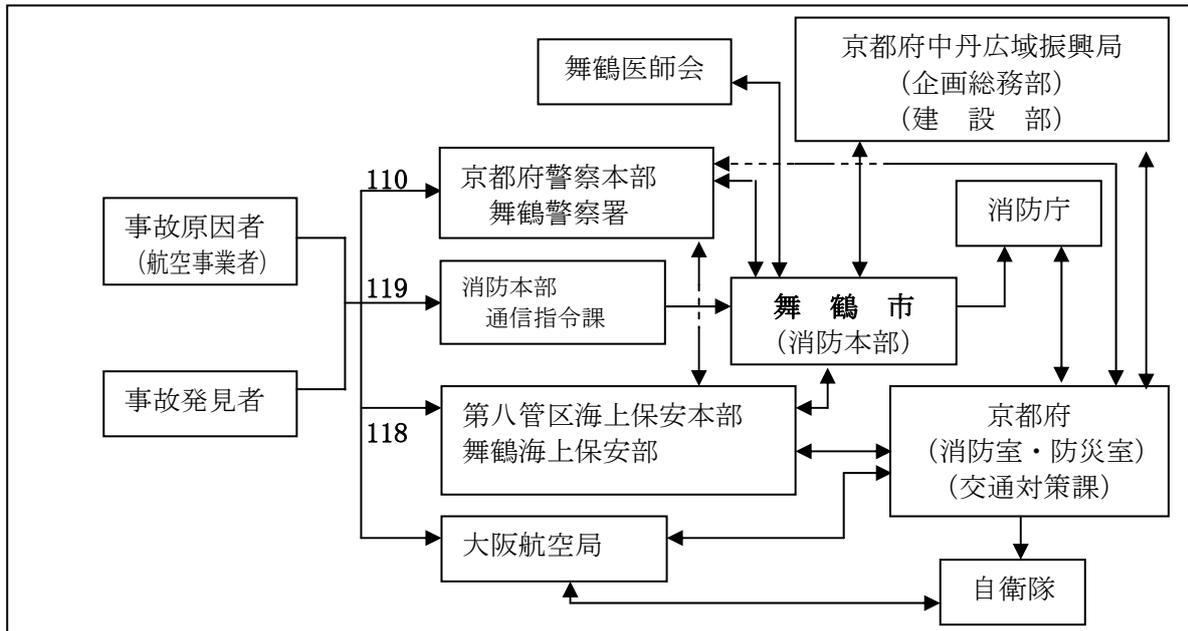
第5 避難地及び避難路の整備

1 舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、突発的航空事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをい

う。)に配慮した計画となるようにする。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市航空機事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、舞鶴市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集及び伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署、舞鶴海上保安部等関係防災機関は、119番通報、110番通報、118番通報、航空事業者、大阪航空局等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署所、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送事業者

(1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について舞鶴市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに、舞鶴市、京都府、大阪航空局、舞鶴警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、舞鶴市、京都府等関係防災機関に連絡する。

3 舞鶴市

舞鶴市は、舞鶴市上空又は付近において、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災（火災発生のおそれを含む。）が発生した場合は、火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、大阪航空局等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 舞鶴警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、舞鶴市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

6 舞鶴海上保安部

舞鶴海上保安部は、海上における突発的航空事故の発生の場合において、巡視艇、航空機等からの目視、撮影等により情報収集を行い、関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 航空運送事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、住民、近隣市町村民等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索及び救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

また、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところによる。

第1 搜索、救助活動

舞鶴市、舞鶴警察署及び舞鶴海上保安部は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に搜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び共有

舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報及び118番通報、航空運送事業者、大阪航空局等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 舞鶴市、舞鶴警察署及び舞鶴海上保安部の救助活動

突発的航空事故の規模、様態に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

なお、舞鶴海上保安部は、海上における搜索、救助活動を行う。

第2 救急活動

舞鶴市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

事故現場における救出困難者の発生、又は多くの傷病者の同時発生により速やかな医療処置の必要が生じた場合には、京都府知事へ緊急災害医療チームの派遣を求める。

第4 消火活動

舞鶴市は、航空機火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 海上運航規制

舞鶴海上保安部は、海上における突発的航空事故により水路の損壊、沈没等のため、船舶の運航に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶運航を制限し、又は禁止する。

2 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市航空機事故対策本部等に連絡する。

(1) 京都府警察本部長は、突発的航空事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。

(2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第6章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

鉄道災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、列車の衝突、火災等及びトンネル等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下「鉄道事業者」という。）、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 社団法人舞鶴医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

4 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社及び北近畿タンゴ鉄道株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、舞鶴市、京都府、鉄道事業者、舞鶴警察署等関係機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、舞鶴市、京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- 1 救助・救急活動
舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- 2 医療活動
舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 消火活動
舞鶴市は鉄道事業者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、事故時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 事故時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署、近畿地方整備局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

- 1 舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、突発的鉄道事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、一般編第2編第1章第2節「鉄道施設防災計画」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 気象情報の活用

舞鶴海洋気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検・監視の実施

土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

4 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

5 防災訓練の充実

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。

※ C T C（列車集中制御装置）：運輸司令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置

A T S（自動列車制御装置）：列車が停止信号を現示する信号機の外方から一定の地点に接近した場合、自動的にブレーキ制御を行い列車を停止させる装置

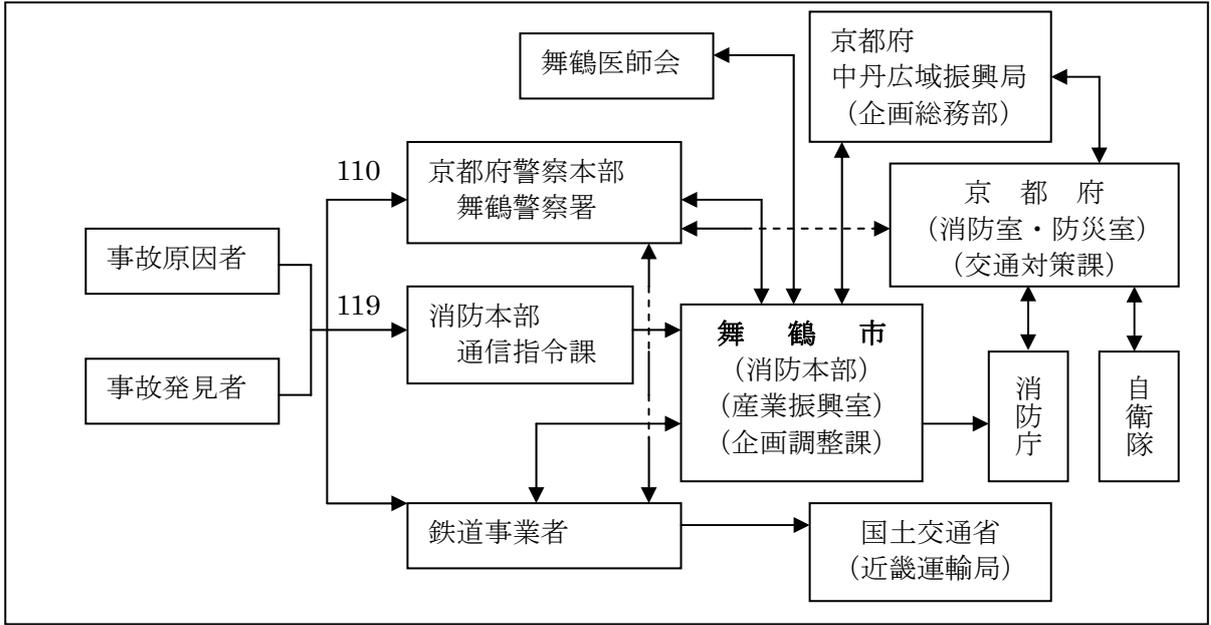
7 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備する。

8 防災知識の普及啓発

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市内で突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、舞鶴市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を確保するとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、舞鶴市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、舞鶴市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署所、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

(1) 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに舞鶴市、国土交通省（近畿運輸局）、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 鉄道事業者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）等関係防災機関に連絡する。

3 舞鶴市

(1) 舞鶴市は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、列車火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、鉄道事業者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 舞鶴警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、舞鶴市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報

- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、住民、近隣市町村民等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

また、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところによる。

第1 救助活動

舞鶴市、舞鶴警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

舞鶴市、京都府及び舞鶴警察署は、119番通報及び110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 舞鶴市、舞鶴警察署の救助活動

突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

舞鶴市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

事故現場における救出困難者の発生、又は多くの傷病者の同時発生により速やかな医療処置の必

要が生じた場合には、京都府知事へ緊急災害医療チームの派遣を求める。

第4 消火活動

舞鶴市は、鉄道火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、鉄道事業者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市鉄道事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府警察本部長は、突発的鉄道事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第6章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係防災機関と協力し、鉄道施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

道路災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）、関係団体及び事故原因者が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 社団法人舞鶴医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 関係防災機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の搜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

4 近畿地方整備局福知山河川国道事務所

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

5 西日本高速道路株式会社関西支社福知山高速道路事務所

- (1) 道路パトロールカー等による近畿自動車道敦賀線の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 近畿自動車道敦賀線における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 近畿自動車道敦賀線の二次災害の防止及び復旧

6 京都府道路公社綾部宮津道路管理事務所

- (1) 道路パトロールカー等による京都縦貫自動車道の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 京都縦貫自動車道における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 京都縦貫自動車道の二次災害の防止及び復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的的道路事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び舞鶴市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、整理に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

舞鶴市は京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、突発的的道路事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的的道路事故の発生に備え、一般編第2編第1章第1節「道路・橋りょうの整備」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 気象情報の活用

舞鶴海洋気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検の実施

道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。

4 防災訓練の充実

突発的的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 道路施設の整備促進

主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策も含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

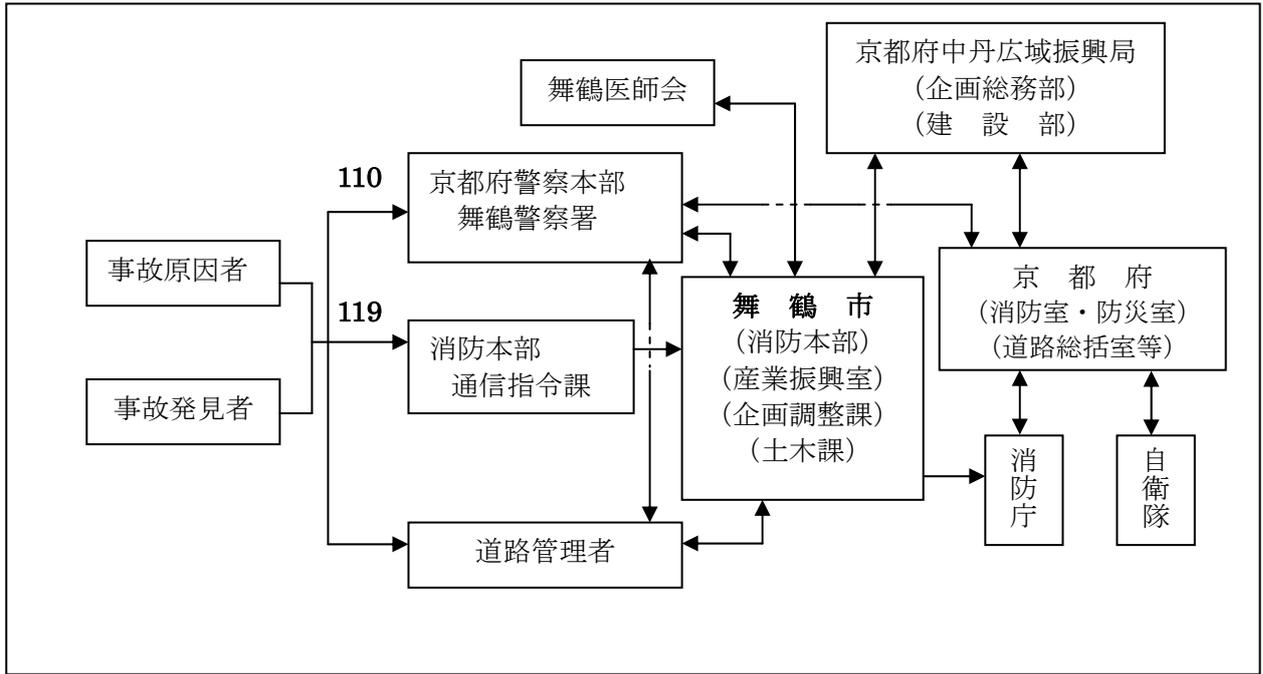
6 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

7 防災知識の普及啓発

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市内で突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市道路事故対策本部等を設置し、京都府、関係道路管理者、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 道路事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

道路事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 道路管理者の活動体制

第1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、舞鶴市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物質の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。
- 3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。
- 4 危険物の流出が認められた場合は、舞鶴市、舞鶴警察署等関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、舞鶴市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、舞鶴市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署所、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

(1) 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに、舞鶴警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 道路管理者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、関係防災機関に連絡する。

3 舞鶴市

舞鶴市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、トンネル内車両火災(火災発生のおそれあるものを含む。)が発生した場合は、火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)により、第一報を消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、道路管理者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 舞鶴警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、舞鶴市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 突発的道路事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報

- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 道路管理者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

また、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところによる。

第1 救助活動

舞鶴市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び舞鶴警察署は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

舞鶴市、京都府及び舞鶴警察署は、119番通報及び110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 舞鶴市及び舞鶴警察署の救助活動

突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村、高速自動車道消防協議会等に応援要請する。

第2 救急活動

舞鶴市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

事故現場における救出困難者の発生、又は多くの傷病者の同時発生により速やかな医療処置の必

要が生じた場合には、京都府知事へ緊急災害医療チームの派遣を求める。

第4 消火活動

舞鶴市は、車両火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府警察本部長は、突発的道路事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第6章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的的道路事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

危険物等災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出の発生、原子力発電施設以外からの放射性物質による放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

ただし、海上等での石油類流出事故に係る危険物等災害対策については、「石油類流出事故対策計画」の定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に関する規制
- (9) 社団法人舞鶴医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する指導取締

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認

- (7) 行方不明者の捜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

4 近畿経済産業局

- (1) 事故状況の収集・把握

5 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (1) 事故状況の収集・把握、及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する監督指導

第4章 事故原因事業者等の責務

危険物等事故の原因となった（以下「事故原因者」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 舞鶴市、舞鶴警察署等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び舞鶴市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの応対
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的大事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、舞鶴市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 舞鶴市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び舞鶴市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

舞鶴市は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

また、舞鶴市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物等の流出防除体制の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、危険物等事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び、原子力発電施設以外における放射線物質等による放射線障害対策については、一般編第2編第4章第7節「危険物等保安計画」に定めるところによるほか、事業者及び舞鶴市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。
- 2 舞鶴市、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。
また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保

舞鶴市、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、舞鶴市、自衛防災組織、舞鶴警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 各種資料の整備・保存

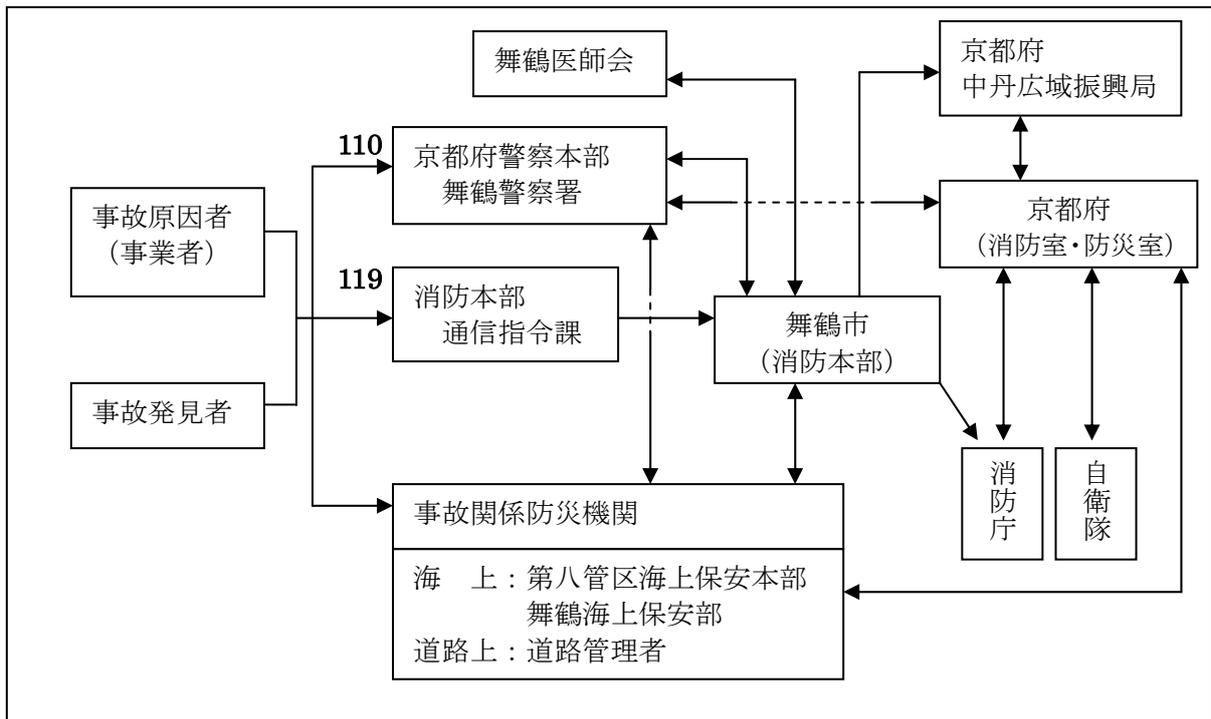
事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

第6 防災知識の普及啓発

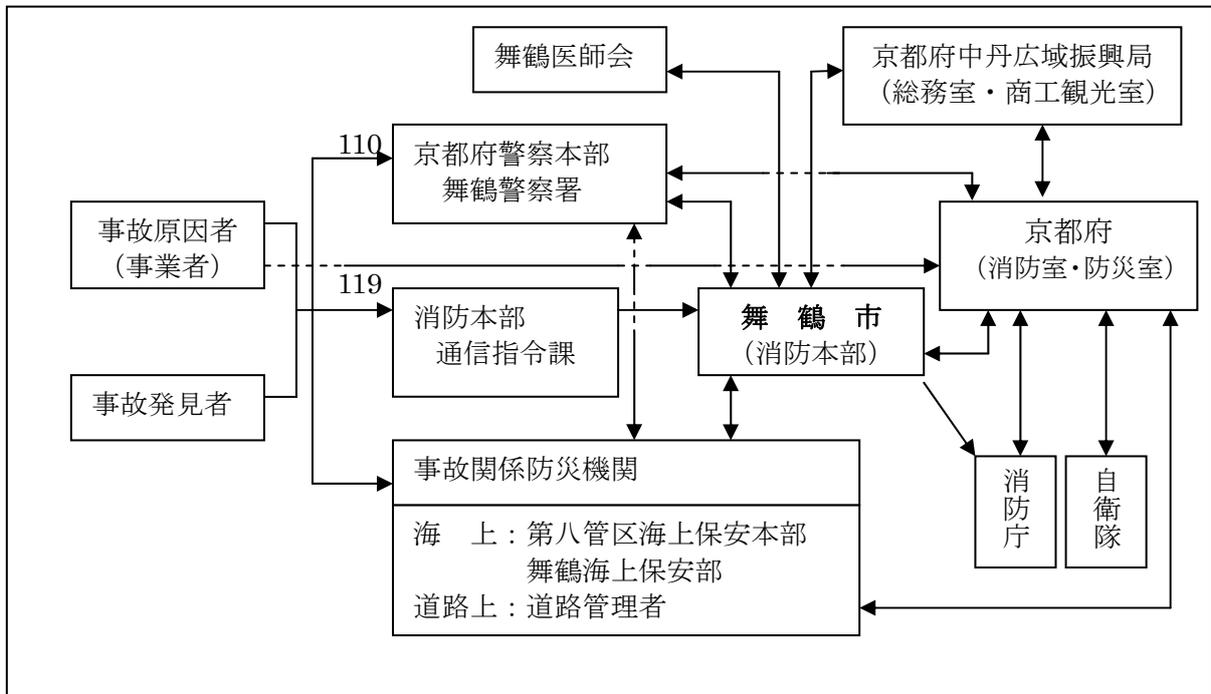
舞鶴市、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図

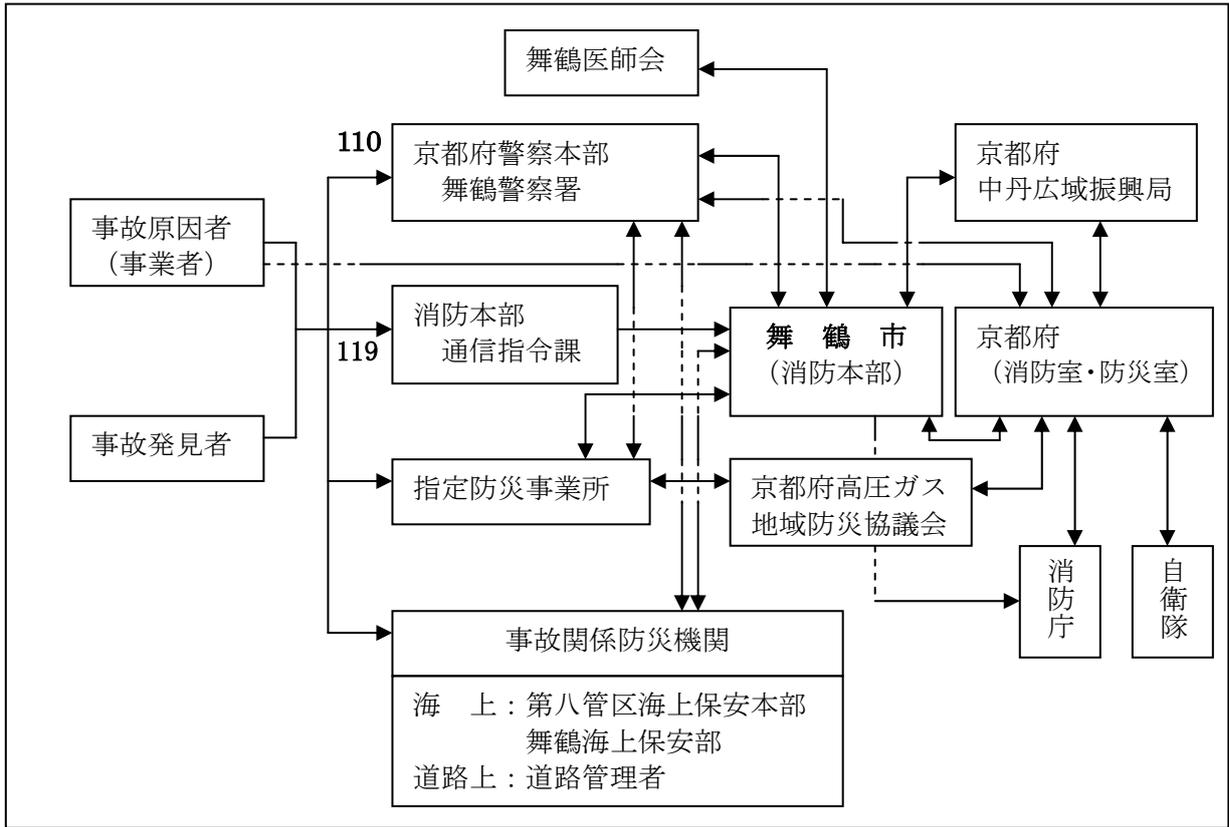
(1) 危険物事故



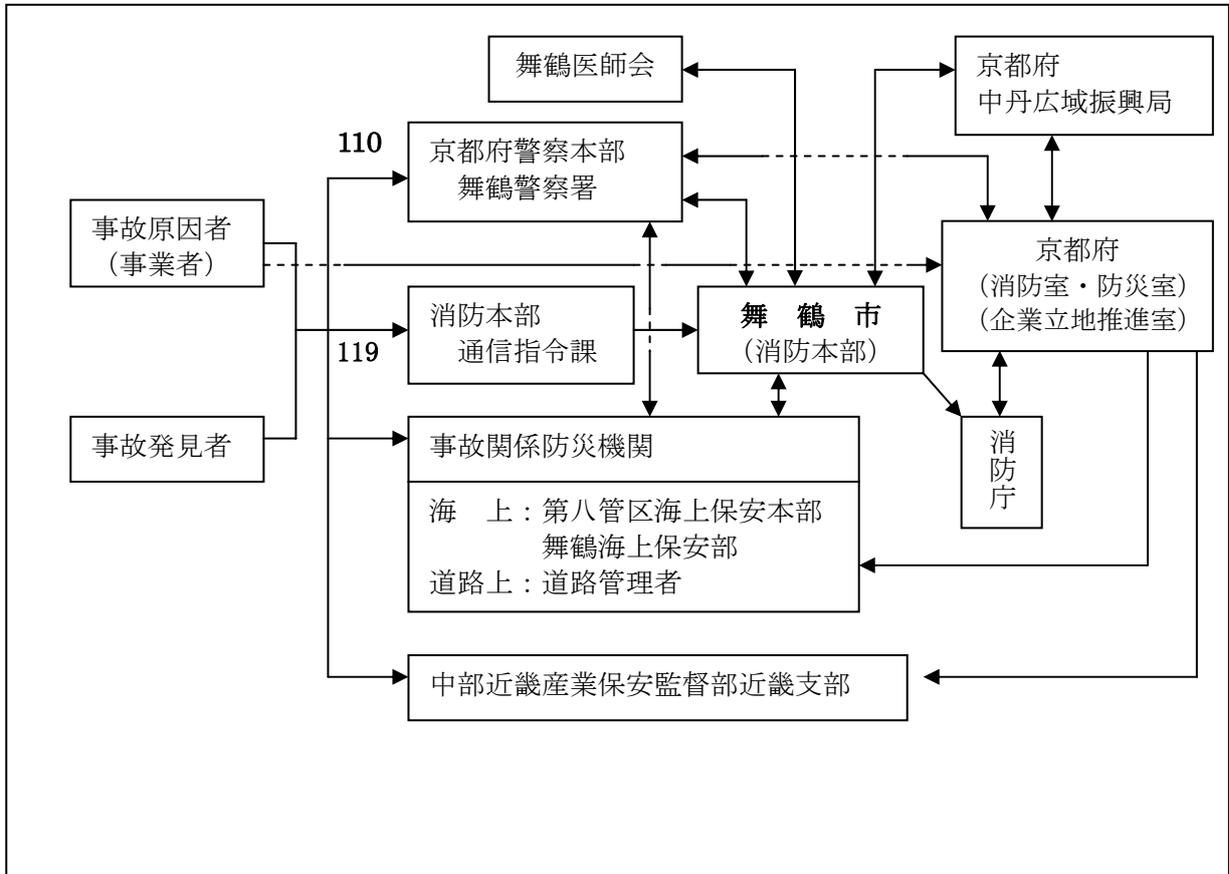
(2) 火薬類事故



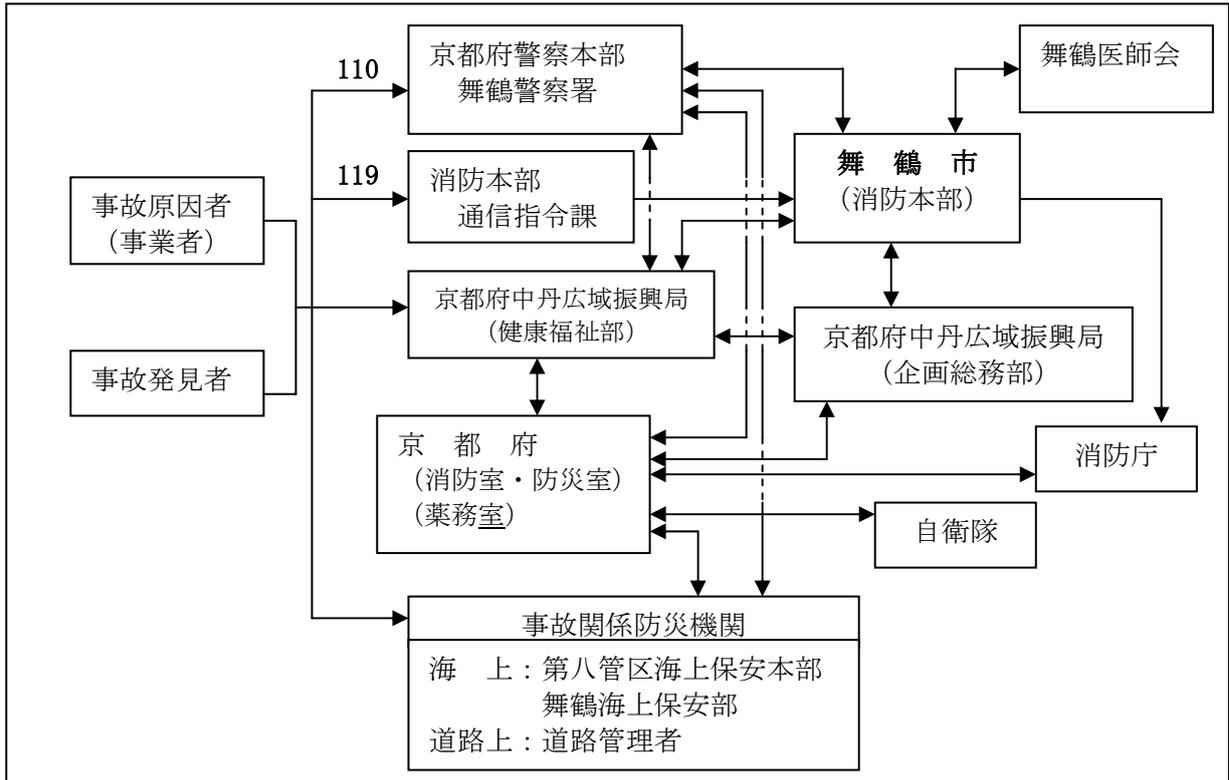
(3) 高压ガス事故



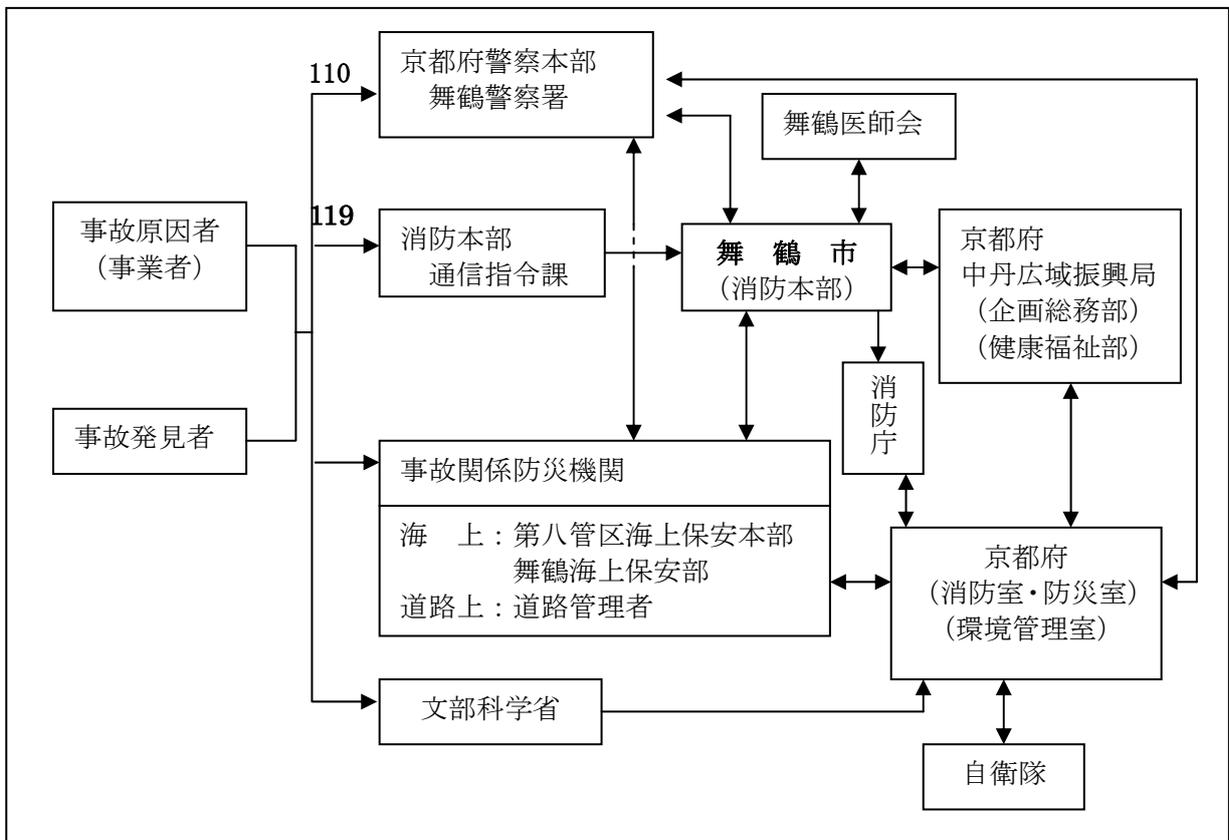
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力発電施設以外の放射線障害



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市内で危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 事業者の活動体制

第1 責務

危険物等事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、舞鶴市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、舞鶴市、国、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、118番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署所、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 舞鶴市

舞鶴市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合は、火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日消防第267号)により、第一報を消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(1) 危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下この項において「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又はおそれがあるもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

(イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(2) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

3 京都府

(1) 京都府は、事業者、舞鶴市、舞鶴警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

4 舞鶴警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、舞鶴市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

5 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりである。

ア 危険物……消防庁

イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類……経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）

ウ 毒物・劇物……厚生労働省

エ 原子力発電施設以外の放射線障害……文部科学省

第2 通信手段の確保

1 危険物等事故発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外における放射性物質等による放射線障害に係る事故については、一般編第3編第5章第3節「危険物等応急対策計画」に定めるところによ

り、また、都市ガス等に係る事故については同編第10章第1節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び舞鶴市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 舞鶴市、京都府等関係防災機関の措置

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

また、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところによる。

第1 救助活動

舞鶴市、舞鶴警察署等関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署、舞鶴海上保安部等関係防災機関は、119番通報、110番通報

及び118番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 舞鶴市、舞鶴警察署及び舞鶴海上保安部の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

なお、舞鶴海上保安部は海上における救助活動を行う。

第2 救急活動

舞鶴市及び舞鶴海上保安部は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

舞鶴市、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第6章 避難対策

危険物等事故発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 海上交通規制

舞鶴海上保安部は、海上に危険物等事故の被害が及んだ場合又は被害が及ぶ恐れがある場合、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。

2 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市危険物等対策本部等に連絡する。

- (1) 京都府警察本部長は、危険物等事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第6章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第8章 環境保全計画

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

1 舞鶴市の施策

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、舞鶴市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、舞鶴市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第9章 自衛隊派遣要請

突発的危険物等事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第4章第3節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

林野火災対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び森林管理者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 社団法人舞鶴医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 災害現場及びその周辺の警戒警備
- (5) 遺体の検視及び身元の確認
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災

活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努める。
- 2 舞鶴市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第3章第2節「気象予警報の伝達系統及び方法」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表するものとする。

舞鶴市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表をすることができる。

舞鶴市長は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとらなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動

舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

舞鶴市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、林野火災が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。

- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、林野火災事故周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第7 防災知識の普及啓発

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第1節に定めるところによるほか、入山者、林内作業等に対する指導、普及啓発、監視等を行う。

第3章 舞鶴市の措置

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第4章第5節「消防整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等整備促進を図る。

第2 空中消火

関係機関の協力により、林野火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な態勢を整える。

第3 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防ぎょ対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4 防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

林業関係者、林野周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため必要な防火知識の啓発等の措置をとるものとする。

2 普及啓発活動

標識版、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及啓発と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。

なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向等に十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に森林保全推進員を活用し、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱いによるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所に火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

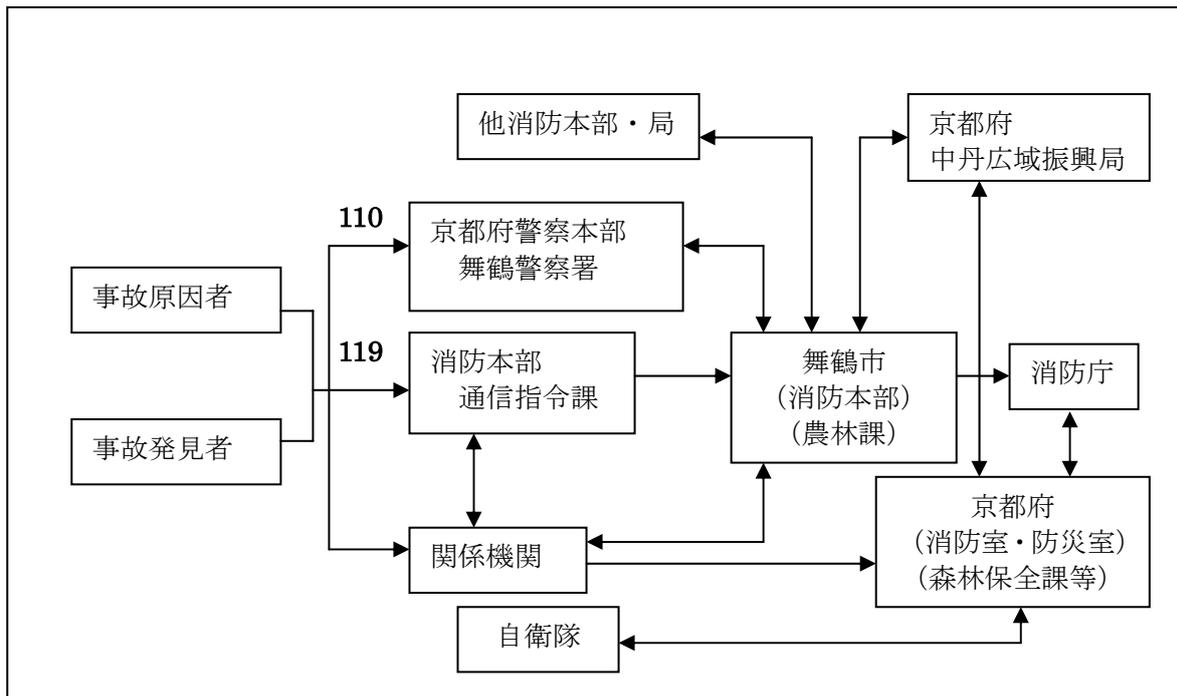
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する舞鶴市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 舞鶴市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には、舞鶴市は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市林野火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の設置

林野火災が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、林野火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は林野火災対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 林野火災警戒体制の組織及び要員、林野火災対策本部の組織及び要員

林野火災警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、林野火災対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合は、舞鶴市、京都府、警察等関係防災機関に、火災状況等を連絡する。

2 舞鶴市

舞鶴市は、市域において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府林野火災対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

(1) 京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれある場合は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(2) 京都府は、早期に林野火災に係る被害状況を把握するため、舞鶴市等関係防災機関からの情報収集に努める。

(3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接県等関係機関に提供する。

(4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 林野火災発生時の通信連絡

舞鶴市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難勧告指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、林野火災に関する、住民、近隣市町村民等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

舞鶴市、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については一般編第3編第5章第2節によるほか次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれのなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

舞鶴市は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第2 相互応援協定

舞鶴市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第5章 救助・救急活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

第1 救助活動

舞鶴市、舞鶴警察署等は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制や立入規制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

林野火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

舞鶴市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第6章 避難対策

林野火災発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第 1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市林野火災対策本部等に連絡する。

- (1) 京都府警察本部長は、林野火災が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送対策

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第 8 章 自衛隊派遣要請

大規模林野火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第 3 編第 4 章第 3 節「自衛隊への災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

舞鶴市は、関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、舞鶴市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

舞鶴市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

広域停電事故対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、舞鶴市、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 二次災害防止のための活動
- (4) 付近住民に対する情報提供
- (5) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (6) 社団法人舞鶴医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出勤
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 舞鶴警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力株式会社舞鶴営業所

- (1) 舞鶴市との連絡・協議及び京都府、舞鶴市、舞鶴警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第4章 広域的な活動体制

舞鶴市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、舞鶴市は、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

舞鶴市、京都府、関西電力㈱等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。
(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

舞鶴市、京都府、関西電力㈱等関係防災機関は、一般編第2編第3章第3節「災害情報通信施設整備計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 舞鶴市、京都府、関西電力㈱等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 関西電力㈱は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第3章第4節「広域支援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

舞鶴市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

舞鶴市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

舞鶴市等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4 施設・設備の整備

舞鶴市、京都府等関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 舞鶴警察署長及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、広域停電事故が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。

- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、舞鶴警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

舞鶴警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

第1 責務

舞鶴市は、市内で広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編第3編第1章第2節の定めるところにより、舞鶴市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、舞鶴市長は事故対策本部を設置する。(本部長：舞鶴市長)

2 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

広域停電事故警戒体制の組織及び要員については一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 関西電力株式会社の活動体制

第1 責務

関西電力(株)は、広域停電事故が発生した場合において、速やかに舞鶴市、京都府等関係防災機関に状況を報告するとともに、一般編第3編第10章第1節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 関西電力(株)は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、関西電力(株)からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力(株)

関西電力(株)は、広域停電事故が発生した場合は、舞鶴市、京都府、舞鶴警察署等関係防災機関に、停電状況等を連絡する。

2 舞鶴市

舞鶴市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめ、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

(1) 京都府は、広域停電が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、舞鶴市等関係防災機関と緊密に連絡を取り、その被害状況をまとめる。

- (2) 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力(株)、舞鶴市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、舞鶴市防災行政無線（地域系）、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難勧告指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 舞鶴市防災行政無線（同報系）による広報及び有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報まいづる、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 関西電力(株)は、事故の影響を受けた住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。
- 2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急及び医療活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

第1 救助活動

舞鶴市及び舞鶴警察署は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

舞鶴市、舞鶴警察署等関係防災機関は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

2 舞鶴市、舞鶴警察署の救助活動

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、舞鶴市及び舞鶴警察署が京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

舞鶴市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、舞鶴市が保有する救急車により行うが、対応できないときは、舞鶴市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

舞鶴市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、社団法人舞鶴医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、舞鶴市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の舞鶴市等関係防災機関が行う避難勧告等については、一般編第3編第3章第1節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

舞鶴市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

舞鶴市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般編第3編第6章第1節及び第2節によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、舞鶴警察署長及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、舞鶴市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府警察本部長は、救急・救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。
- 2 警察本部長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められるときは、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するな

ど効率的な搬送に努める。

第4編 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関西電力㈱等は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関西電力㈱は、復旧にあたり可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

石油類流出事故対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、舞鶴市地域防災計画のうち石油類流出事故対策計画であり、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没、火災、その他の原因による事故並びにこれらの事故による大量の石油類の流出（陸上での石油類の屋外タンク等からの石油類の流出が海又は河川に及ぶ場合を含む。）及びそれに伴う火災（以下「油流出事故」という。）が発生した場合に、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、観光業その他の関連する産業の被害の回復を図るため、舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、指定地方行政機関、自衛隊、海上災害防止センター及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、舞鶴市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般災害対策編」という。）に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

油流出事故対策に関し、舞鶴市、京都府、舞鶴海上保安部、指定地方行政機関、自衛隊、海上災害防止センター、漁業協同組合等関係団体及び事故原因者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 舞鶴市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 消防法に基づく市町村長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一時使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 湾内及び沿岸海域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- (7) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (8) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (9) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (10) 流出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (11) 流出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (12) 漁業者、観光業者等の復旧支援

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 事故の規模等に応じた事故警戒（対策）本部・支部の設置又は被害の状況に応じた災害対策本部・支部の設置
- (3) 福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会及び舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整・運営協力
- (5) 自衛隊等の関係機関への協力要請
- (6) 関係防災機関との連絡調整
- (7) 京都府救護班の出動
- (8) 日本赤十字社京都府支部及び医療機関等に対する活動の要請
- (9) 消防法に基づく知事許可に係る移送取扱所にあつては、同法に基づく一時使用停止等の措置及び必要な指示・指導
- (10) 市町村等が行う湾内及び沿岸海域へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止・除去活動への協力
- (11) 流出油防除資機材の調達体制の整備充実・あっ旋及び必要な資機材の整備
流出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
- (12) 流出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接府県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (13) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (14) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (15) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (16) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

3 舞鶴警察署

- (1) 関係機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

4 舞鶴海上保安部

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
- (2) 事故対策本部（本部長：管区海上保安本部長）設置時における現地対策本部（本部長：舞鶴海上保安部長）の設置
- (3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の搜索

- (4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (5) 船舶火災に対する消火活動の実施
- (6) 死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- (7) 舞鶴港排出油防除協議会の会議の招集及び連絡調整本部の設置
- (8) 事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導
- (9) 流出油の拡散防止及び回収処理等の応急防除措置の実施
- (10) 船舶交通の安全確保
- (11) 死傷病者の身元確認
- (12) 応援医師及び緊急物資の海上輸送

5 近畿運輸局京都運輸支局（舞鶴庁舎）

- (1) 救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
- (2) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力

6 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所

- (1) 流出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動
- (2) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力

7 近畿地方整備局福知山河川国道事務所

流出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

8 自衛隊

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
- (2) 消火並びに流出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
- (4) 交通規制の支援
- (5) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力

9 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
- (2) 被害組合員に対する融資又はそのあつ旋
- (3) 生産資材、応急資材等の確保又はそのあつ旋
- (4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく流出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動（但し、第3編第2章第6節の場合に行う。）
- (5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ
- (6) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力

10 海上災害防止センター

- (1) 海上保安庁長官等の指示に基づく流出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託に基づく流出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有
- (4) 舞鶴港排出油防除協議会との連絡調整、運営協力

第4章 事故原因者等の責務

石油類を流出させた屋外タンク等の所有者、占有者又は管理者及びタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 海上保安機関、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生管轄地の関係機関との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
- 5 現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 8 流出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- 9 流出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- 10 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 11 被害者の損害に対する補償対応
（タンカー事故の場合、油濁損害は、まず船舶所有者（又はP&I保険）が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が補償する。）

第5章 広域的な活動体制

防災関係各機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

第2編 予防計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における被害の発生を予防し、被害の軽減を図るため、関係防災機関及び関係団体並びに事故原因者等がとるべき予防対策について必要な事項を定めるものとする。

第2章 情報連絡体制の整備

舞鶴市、京都府及び舞鶴海上保安部等の関係防災機関は、油流出事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする（94ページ 図-1 連絡通報系統図のとおり）。

第3章 流出油防除資機材等の整備

- 1 舞鶴市は、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備に努めるものとする。
- 2 京都府は、油流出事故発生時に、舞鶴市等が行う防除作業を支援するために必要とする流出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。
また、その他関係防災機関、及び関係団体等が保有する流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。
- 3 海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託により流出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な流出油防除資機材を保有する。

第4章 訓練、研修等

舞鶴市は、京都府、舞鶴海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、油流出事故への対応を迅速・的確に実施するための訓練及び的確な防除・回収方法を指示でき得る人材を育成する。

なお、人材の養成に当たっては、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業等を活用する。

第5章 舞鶴海上保安部の措置

舞鶴海上保安部は、油流出事故の発生に備え、次のことを実施するものとする。

第1 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するために必要な防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

第2 研修訓練

油が著しく大量に排出された場合を想定して、排出油防除体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、排出油防除のための諸活動の訓練を実施する。

第3 指導啓発、海事関係法令の励行等

船舶関係者等に対し、油流出事故の発生を防止するため指導啓発、海事関係法令の励行等に努める。

第4 舞鶴港排出油防除協議会の運営

舞鶴港排出油防除協議会（会長：舞鶴海上保安部長）を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- 1 事故に係る排出油防除計画の策定
- 2 会員が行う防除活動についての調整
- 3 排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供
- 4 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
- 5 その他、排出油の防除に関する必要な事項の協議

第3編 応急対策計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と防除、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、関係防災機関及び関係団体等がとるべき応急対策について定める。

第2章 応急対策の活動体制

第1節 舞鶴市の活動体制

舞鶴市は、舞鶴市又は近隣する海域等において油流出事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、状況に応じ、法令、一般災害対策編及び本計画の定めるところにより、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施する。

第1 事故警戒本部

1 事故警戒本部の設置

舞鶴市または近隣の海域等において油流出事故が発生し、市域の海岸等に流出油が漂着する等被害が及ぶおそれがあるときは、直ちに市長が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、必要に応じて、市長は事故警戒本部を設置する。（本部長：市長）

2 事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は、一般災害対策編第3編第1章第1節のとおりとし、要員の動員は、次ページの表1に定める配備を基準とする。

3 事故警戒本部の業務

- (1) 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- (2) 本部長の指示事項の各部及び関係機関への伝達
- (3) 京都府、舞鶴海上保安部等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- (4) 舞鶴市、京都府、関係防災機関及び関係団体の備蓄する流出油防除資機材の状況の点検（特に、オイルフェンス等の配備、展張等の調整）
- (5) 警戒活動の実施

4 事故警戒本部の閉鎖

本部長は、市域に油流出事故による被害のおそれがないと判断したとき、又は事故対策本部を設置した場合は、事故警戒本部を閉鎖する。

第2 事故対策本部

1 事故対策本部の設置

舞鶴市又は近隣の海域等において油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測、市内各地の被害発生状況に関する情報等により、市域の海岸等に流出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当

な被害が予想される場合は、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

なお、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき又は漂着油の状況が著しく、長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故警戒本部を直ちに災害対策本部に切り替え必要な対策を実施する。

2 事故対策本部の組織及び要員

事故対策本部の組織は、一般災害対策編第3編第1章第1節のとおりとし、要員の動員は、表1に定める配備を基準とする。

3 事故対策本部の業務

事故対策本部の業務は、次ページの表2に示す業務のほか、一般災害対策編第3編第1章第2節に定める各班の事務又は業務とする。

4 事故対策本部の閉鎖

市長は、市域の海岸について、漂着油等による被害が拡大するおそれが解消し、その防除等応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

また、災害対策本部が設置された場合においては、事故対策本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

（表－1） 事故警戒本部及び事故対策本部の配備

（数字は動員数）

部 名	事故警戒本部	事故対策本部
企画管理部	渉外班 2 企画班 1 動員班 2	渉外班 3 企画班 4 動員班 4 応援班 1
総 務 部	管財班 1 物資班 1	財政班 1 管財班 2 物資班 4
市民環境部	市民班 1 清掃班 1	市民班 5 清掃班 4
保健福祉部	保護・援護班 1	健康増進班 2 保護・援護班 2
経 済 部	水産班 3 商工班 1	水産班 6 商工班 2
建 設 部		土木班 2
下水道部	下水道班 1	下水道班 2
水道部	浄水班 1	浄水班 1 業務班 1
会 計 部		会計班 1
消 防 部	本部運営班 3 消防班 3	本部運営班 3 消防班 8
教育総務部		教育総務班 1
社会教育部	社会教育班 1	社会教育班 2
病 院 部		庶務班 1
議会事務局		議会班 1

(表-2) 油流出事故対策本部の業務

部 名	業 務 内 容
企画管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部要員及び職員の動員に関する事。 2 専門ボランティアの登録及び受付に関する事。 3 一般ボランティアの登録、受付及び舞鶴市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 4 他市町村に対する応援派遣に関する事。 5 広報活動に関する事。 6 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関する事。 7 国、京都府及び関係機関等に対する要望活動要請の総括に関する事。 8 インターネットを活用した情報の提供に関する事。
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関する事。 2 公用車等の車両の調達及び配車計画に関する事。 3 救援物資の受け入れ及び保管に関する事。 4 救援物資の配分に関する事。
市民環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 回収油の適正処理に関する事。 2 環境への影響把握に関する事。 3 市民からの相談に関する事。
保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部要員等の健康管理に関する事。 2 巡回健康診断相談スタッフの派遣に関する事。 3 日本赤十字社京都府支部との連絡調整に関する事。 4 義援金品の受付、配分に関する事。 5 見舞金の受付に関する事。
経 済 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 水産関係施設の被害予防・応急・復旧対策の指導・調整に関する事。 3 被害水産業者等の経営安定対策(復興金融措置等)の実施に関する事。 4 水産関係団体の被害防除活動の把握・指示に関する事。 5 水産業団体との連絡に関する事。 6 水産資源への影響把握に関する事。 7 風評被害の防止に関する事。 8 被害中小企業者等の経営安定対策の実施に関する事。 9 流出油防除資機材等油防除作業に必要な資機材(特殊な資機材を除く)の確保及び斡旋に関する事。 10 京都府水産事務所との連絡に関する事。 11 汚染野鳥等野生生物の救護に関する事。
建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸施設、河口の被害状況調査に関する事。 2 海岸線のパトロール実施に関する事。 3 京都府中丹東土木事務所との連絡に関する事。 4 港湾関係施設の被害状況調査に関する事。 5 京都府港湾事務所との連絡に関する事。

部 名	業 務 内 容
下水道部	1 海岸線のパトロール実施に関する事。
水道部	1 上水道取水口の管理に関する事。 2 海岸線のパトロール実施に関する事。
会計部	1 流出油防除資機材等油防除作業に必要な経費の収支に関する事。
消防部 (対策本部)	1 対策本部の設置・閉鎖及び総合調整に関する事。 2 対策本部会議に関する事。 3 対策本部の事務局に関する事。 4 本部長命令・本部会議の決定事項の伝達に関する事。 5 各部及び各防災関係機関との調整に関する事。 6 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する事。 7 京都府・舞鶴海上保安部・自衛隊等との連絡調整・要請に関する事。 8 応急対策に係る資機材の調整に関する事。 9 気象情報の受信及び伝達に関する事。 10 補償請求に関する事。
消防部 (各消防署)	1 被害地における応急措置に関する事。 2 被害の状況把握に関する事。 3 消防団活動の把握・指示に関する事。 4 消防部隊の応援派遣に関する事。 5 危険物の応急対策に関する事。
教育総務部	1 海岸線のパトロール実施に関する事。 2 児童、生徒の通学の確保に関する事。
社会教育部	1 文化財(天然記念物等)の被害状況調査に関する事。 2 社会教育施設の被害状況調査に関する事。
病院部	1 医療・救護に関する事。 2 関係医療機関との連絡調整に関する事。 3 医療品の整備及び補給に関する事。
議会事務局	1 議員との連絡に関する事。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

舞鶴市の海岸等において流出油の漂着が著しいなど、その防除に相当の期間を要すると認められ、民生の安定、産業の振興など総合的な対策を講ずる必要がある場合、市長は災害対策本部を設置し、又は事故対策本部を災害対策本部に切り替えて必要な対策を実施する。(本部長：市長)

2 災害対策本部の運用

災害対策本部の運用は、一般災害対策編第3編第1章によるほか、本計画に定める事故対策本部に関する規定を準用する。

第2節 京都府の活動体制

京都府は、京都府又は近隣の海域等において油流出事故が発生したときは、状況に応じ、法令並びに京都府地域防災計画に基づき、関係防災機関の協力を得て機動的な活動体制を確立し、その所掌事務に

係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行うものとする。

第3節 舞鶴海上保安部の活動体制

舞鶴海上保安部は、油流出事故が発生したときは、次のとおり応急対策を実施するものとし、必要に応じ、舞鶴市、京都府等関係防災機関及び関係団体に協力を要請するものとする。

第1 情報の収集及び関係防災機関等に対する伝達

油流出事故が発生したことを覚知したときは、必要に応じ航空機又は巡視船艇を事故発生海域に派遣し、その状況の把握に努め、その情報を関係防災機関及び関係団体へ伝達する。

第2 人命の救助及び財産の保全

油流出事故が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、巡視船艇を事故発生海域に派遣し、海上から救助活動を行い、必要があれば警察、消防機関、自衛隊等関係防災機関及び関係団体に対し協力を要請する。

第3 航行の安全確保等

事故現場付近における船舶の航行の安全確保に努める。

第4 舞鶴港排出油防除協議会連絡調整本部の設置

必要に応じ、舞鶴港排出油防除協議会に連絡調整本部を設置し、会員相互の情報連絡を図る。

第4節 舞鶴港排出油防除協議会の運営

第1 出動要請

舞鶴市は、油流出事故により舞鶴港及びその周辺海域において流出油防除活動を必要とする場合は、舞鶴港排出油防除協議会会長に対し、会員たる関係防災機関の出動又は応援を要請するものとする。

第2 運営協力

舞鶴市は、舞鶴港排出油防除協議会に連絡調整本部が設置された場合は、その運営に協力する。

第5節 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連携

- 1 舞鶴市は、屋外タンク等からの流出油が由良川に流入するなど事故原因者等からの通報を受けた場合、直ちに関係防災機関及び関係団体に連絡する。
- 2 舞鶴市は、事故原因者等に対して、流出油の拡散防止、除去又は処理に努めるよう指導するとともに、由良川水質汚濁防止連絡協議会等と連携し、必要に応じ自らこれに当たるものとする。

第6節 海上災害防止センターの活動

海上災害防止センターは、船舶の海難事故等により油や有害液体物質の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、油の防除、消火などを実施する。

この防除等の活動を迅速に行うため、全国86港湾の防災事業者（161社）と排出油防除措置の実施に関する契約を結び、全国ネットの防災体制を確立するとともに、法令の定めるところにより、次の2つの形態により排出油の防除等の活動を行うものとする。

第1 海上保安庁長官の指示による場合（1号業務）

大量の原油等が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていない時など、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。

第2 事故船舶の所有者等の委託による場合（2号業務）

事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油又は各種の有毒液体物質の防除、船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集・伝達）

第1節 早期の被害状況の収集

舞鶴市（舞鶴市事故警戒本部等）は、早期に油流出事故に係る被害の状況を把握するため、京都府や舞鶴海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ京都府等所有のヘリコプターの出動を要請し、事故現場及びその周辺等の状況を把握する。

第2節 情報の提供

舞鶴市は、収集した情報を他の関係防災機関、関係団体及び隣接市町等関係者に提供するものとする。

第3節 責 務

第1 舞鶴市

舞鶴市は、市域又は近接する海域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、本計画及び一般災害対策編の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて京都府中丹広域振興局長（府事故警戒支部長等）を経由して、京都府知事（府事故警戒本部長等）に報告するものとする。

1 油漂着状況報告

市域に流出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

2 油防除措置状況の報告

市域に流出油が漂着し、防除作業を実施したときは、次の項目について報告する。

- (1) 現場汚染の状況
- (2) 実施作業内容

- (3) 実施予定作業内容
- (4) 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
- (5) 不足する防除資機材の状況（種類・数量）
- (6) 防災出動勢力（人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）・隻数）
- (7) 流出油等の回収量
- (8) 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
- (9) 使用した油処理剤の数量
- (10) 作業済み割合
- (11) 問題点等特記事項

3 報告

前記2で調査した内容は、京都府及び関係防災機関に報告・連絡するものとする。

第2 京都府

京都府は、京都府の地域又は近隣する海域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、京都府地域防災計画及び府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡をとり、市町村別にその被害状況をまとめ、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁に報告する。

1 被害報告の集計

広域振興局長（事故警戒支部長等）は、管内市町村から報告のあった流出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて知事（事故警戒本部長等）に報告するものとする。

2 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施するものとする。

- (1) 流出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール
 - (2) 水産事務所、港湾事務所及び海洋センターの所管する船舶並びに京都府警察本部警備艇による海上調査
 - (3) 京都府警察本部所属のヘリコプターによる上空からの調査
- また、必要に応じ、近畿地方整備局、京都市消防局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

第3 事故原因者等

- 1 船舶の船長、屋外タンク等施設の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋・河川への大量の油の流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び関係防災機関に通報する。

また、海面・河川に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。

- 2 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、知事に逐次報告する。

第4章 広報計画（広報広聴活動）

第1節 広報担当部課及び担当者の配置

各関係防災機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2節 舞鶴市の広報活動

市民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- 1 舞鶴市の措置状況
- 2 流出油の漂流、漂着等の状況
- 3 応急対策の実施状況
 - (1) 出動人員（行政関係者、地元住民、漁業関係者、ボランティア等に区分）
 - (2) 流出油の回収量
 - (3) 作業地域
 - (4) 主な使用資機材
 - (5) 翌日の作業予定
 - (6) その他
- 4 回収した油の搬出作業状況
- 5 環境影響等に関する調査の実施結果
- 6 その他必要と認められる事項

第3節 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 広報紙、チラシ、ポスター等を活用すること。
- 2 防災行政無線、インターネット等を活用すること。
- 3 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道方要請すること。

第4節 広聴活動の実施

- 1 舞鶴市は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡をとり早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、油流出事故に関する被害地住民、市民、近隣市町等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 流出油の防除・除去計画

第1節 防除方針の決定

- 1 流出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- 2 流出油等の防除は、流出油の種類及び性状、流出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、流出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油流出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な流出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- 3 防除措置は、油による被害及び講じる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。

第2節 防除作業の実施

第1 舞鶴海上保安部

1 流出油の拡散防止

事故船から大量の油が流出したとき、又は流出が予想されるときは、事故船舶主、船舶代理店（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等流出油防除措置をとらせるとともに、必要に応じて流出油の拡散防止にあたらせる。

2 事故船の災害極限措置

油流出事故の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火資機材及び流出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り・移し替え等について指導する。

3 流出油の回収及び除去

- (1) 事故船関係者に対して、流出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。
- (2) 緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (3) 流出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら流出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。

4 事故船の移動

事故船に防除措置を施した後、必要に応じ、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

5 船舶火災の消火

船舶の火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火資機材を有効に活用するよう指導するとともに、巡視船艇による消火活動を実施し、必要に応じ関係防災機関及び関係団体に対し協力を要請する。

また、陸上からの消火活動が可能と認められる場合は、消防機関に対し協力を要請する。

6 流出油火災の消火

船舶火災の消火に準ずるほか、必要に応じ前記(1)に定める流出油対策を実施し、燃焼海面の拡大防止に努める。

7 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、漂流物の除去等必要な措置を講ずる。

第2 舞鶴市

- 1 事故原因者等の要請に基づき、流出油の除去に協力する。
- 2 流出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、流出油による被害を防止するため回収等応急の防除措置を講ずるものとする。

第3 京都府

- 1 市町村の行う流出油の防除作業を支援するものとする。また、港湾管理者として港湾施設内の流出油の回収処理等を実施するものとする。
- 2 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員及び警察機動隊等を派遣し防除作業を実施し、又は消波ブロック等を移動させ若しくは砂浜における油回収機の活用により防除作業を支援し、又は水産事務所、海洋センター及び港湾事務所の所管する船舶を出動させ海上における除去活動を実施するものとする。
- 3 市町村の行う防除作業に必要な流出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・あっ旋を行うとともに、流出油防除資機材が不足するときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき他府県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。
- 4 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

第4 海上災害防止センター

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、流出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

第5 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な流出油の防除措置を実施する。

第6 事故原因者等

- 1 オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。
- 2 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の流出防止措置を講ずる。
- 3 流出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。
- 4 回収した油の適正な処理を行う。

第3節 回収計画の策定

舞鶴市は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

第6章 油回収作業従事者の健康対策（健康相談所の開設）

第1節 実施責任者

舞鶴市は、油回収作業が長期間に及んだ場合、必要に応じ被害地における健康対策を実施するものとする。

第2節 健康相談の実施

舞鶴市は、油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

第1 活動体制

舞鶴市は、油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに中丹東保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

第2 事業内容

- 1 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。
- 2 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第7章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

油流出事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

油流出事故に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、京都府の行う施策に協力する。

第8章 文化財（天然記念物等）の応急対策

舞鶴市は、京都府と協力し国指定天然記念物オオミズナギドリ繁殖地の現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について関係機関と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第9章 汚染海鳥等の救護

舞鶴市は京都府と協力し、油流出事故により海鳥等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10章 ボランティア受入計画

第1節 ボランティア受入環境の整備

- 1 漂着油の回収作業の実施には、相当の人力を要し災害ボランティアの協力が不可欠であるので、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、受入・派遣調整に当たる京都府社会福祉協議会及び舞鶴市社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- 2 舞鶴市及び京都府は、舞鶴市社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

第2節 ボランティア受入上の留意事項

第1 ボランティアのコーディネート

ボランティアを受け入れた場合、舞鶴市は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、舞鶴市社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、ボランティアのコーディネート体制を整備する。

さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。

第2 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前にボランティア保険への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第4編 災害復旧計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、関係防災機関及び関係団体等がとるべき復旧対策について定める。

第2章 災害復旧事業の推進

第1節 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

舞鶴市は、京都府、関係団体等と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第2節 漁業経営安定対策の実施

舞鶴市は、京都府と連携し、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた制度融資の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第3節 中小企業経営安定対策の実施

舞鶴市は、京都府と協力し、油流出事故により経営の悪化した観光業等中小企業者に対して、その状況に応じた融資相談の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講じる。

第4節 風評被害対策の実施

舞鶴市は、京都府と協力し、油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第5節 補償対策等

- 1 油流出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- 2 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- 3 タンカーからの油流出に伴う、流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、船主責任相互保険（P & I 保険）及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。

- 4 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- 5 舞鶴市は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を行うものとする。

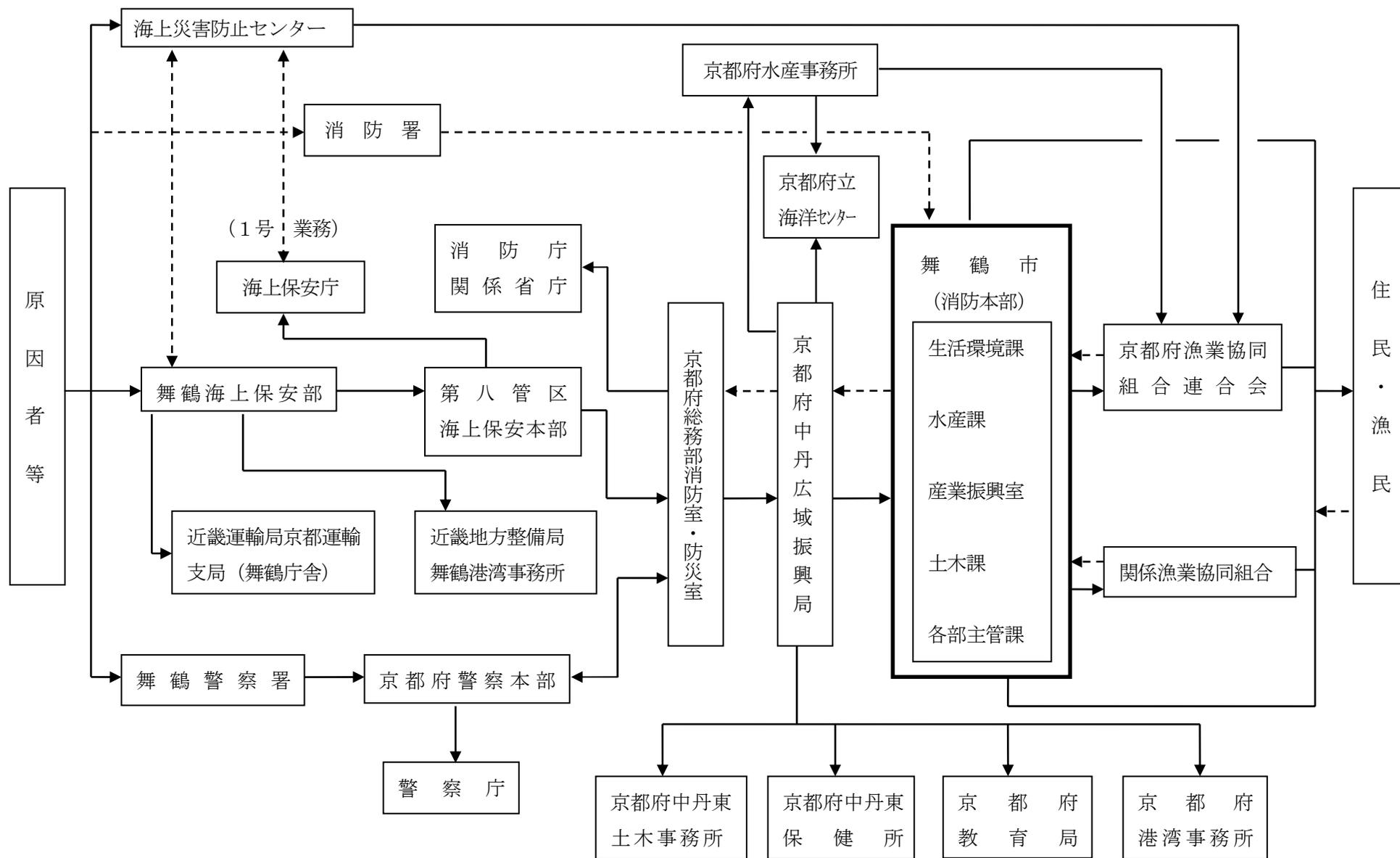
第6節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することであることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。

また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

(図-1) 連絡通報系統図



付 表

(付表) 連絡先一覧表

1 一般加入電話

	関係防災機関	電話		関係防災機関	電話
1	舞鶴市消防本部	66-0119	12	第八管区海上保安本部	76-4100
2	舞鶴市東消防署	65-0119	13	舞鶴海上保安部	76-4120
3	舞鶴市西消防署	77-0119	14	舞鶴海洋气象台	76-4111
4	舞鶴市東消防署中出張所	64-0119	15	近畿運輸局京都運輸支局 舞鶴庁舎	75-0616
5	京都府中丹広域振興局	62-2500	16	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	(0773) 22-5104
6	京都府中丹東土木事務所	(0773) 42-1020	17	西日本高速道路株式会社 関西支社福知山高速道路事務所	(0773) 27-7101
7	京都府中丹東保健所	75-0805	18	京都府道路公社 綾部宮津道路管理事務所	83-0074
8	京都府港湾事務所	75-1174	19	西日本旅客鉄道株式会社 東舞鶴駅	62-2534
9	京都府舞鶴警察署	75-0110	20	西日本旅客鉄道株式会社 西舞鶴駅	75-2310
10	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	62-2250	21	関西電力株式会社 舞鶴営業所	62-2540
11	陸上自衛隊 第7普通科連隊	(0773) 22-4141	22	社団法人舞鶴医師会	64-0901

2 舞鶴市防災行政無線（地域系）

	関係防災機関	電話		関係防災機関	電話
1	舞鶴市消防本部	1-111	11	関西電力株式会社舞鶴営業所	1-302
2	京都府舞鶴警察署東庁舎	1-201	12	日本通運舞鶴営業所	1-303
3	京都府舞鶴警察署	1-202	13	NHK京都放送局 丹後舞鶴報道室	1-304
4	京都府中丹広域振興局	1-203	14	舞鶴海上保安部	1-921
5	京都府中丹東土木事務所 舞鶴駐在	1-204	15	舞鶴海洋气象台	1-922
6	京都府中丹東保健所	1-205	16	海上自衛隊舞鶴地方総監部	1-923
7	京都府港湾事務所	1-206	17	近畿運輸局京都運輸支局 舞鶴庁舎	1-924
8	社団法人舞鶴医師会	1-301			